

## 八鹿町岩崎区整備計画



▲岩崎の集落

平成20年3月

## 目次

八鹿町岩崎区整備計画策定にあたって .....	1
1. 八鹿町岩崎区の概要 .....	2
(1) 地勢・歴史	
(2) 名称および区域	
2. 八鹿町岩崎区の現況 .....	4
(1) 八鹿町岩崎区の土地利用の現況	
(2) 現在の法規制等	
(3) 八鹿町岩崎区にある残したいもの守りたいもの	
3. 整備計画策定の背景 .....	8
(1) 今までの村づくり活動・土地利用構想ワークショップ	
(2) 八鹿町岩崎区の実備計画の位置付け	
(3) 整備計画の必要性	
4. 区域分けについて .....	11
5. 整備計画の目標 .....	12
(1) 八鹿町岩崎区の将来像	
(2) 取り組み方針	
(3) 区域毎の目標設定	
6. 整備計画の内容 .....	14
(1) 土地利用に関する事項	
(2) 森林および緑地に関する事項	
(3) 緑化に関する事項	
(4) 景観の形成に関する事項	
7. 整備計画の達成を担保するための措置 .....	21
(1) 役割分担	
(2) 担保するための措置	
8. 資料 .....	23

## 岩崎の伝統を誇りに いきいきと暮らし続けるために

岩崎区は、昭和30年代前半、44世帯、201人を数える、畜産業と農林業によって生計が維持され豊かな農村集落でありました。

半世紀が経った現在では23世帯、74人までに減少し、高齢化が進み集落での自治会活動に支障を来す状況となりつつあります。

これらの状況のなか、今から約10年前、集落の有志がこのままでは廃村に追い込まれることを危惧し、集落の再生に立ち上がりました。

里山に囲まれた豊かな農地、ホタルなどを育てた清らかな小川、代々継承される養蚕農家住宅、そしてそれらを見守ってきた椎の巨木群、これらを残し育てることを目指し、地域住民がワークショップを繰り返しながら将来のあり方を模索し、検討し、地域の土地利用と景観保全のあり方を謳った土地利用構想へと発展しました。

### これが岩崎のむらづくり

- 岩崎の自然を守り活かしつつ、歴史・文化・伝統を守り育てるむらづくり
- 岩崎の人的・経済的活性化を生み出すむらづくり
- 老若男女がられあい参画し、岩崎の住民ができる事から始めるむらづくり
- 岩崎の住民が楽しく住みたくなるむらづくり

### これからもみなで行う活動

- しいのき森林公園祭
  - ・椎の巨木群の保存活動、住民による里山公園整備
  - ・一度は途絶えていた伝統行事「はっさく」を復活
  - ・神戸市内まちづくり団体との交流（じげのもん市場の出店等）
- 小屋づくり及び敷地整備
  - ・学生、建築家らによる小屋作り（外壁と内装の整備）
  - ・敷地内の整備（進入路の整備、周辺垣根、植栽等）
  - ・環境学校「円座塾」の地域住民と都市住民による協働自力建設
- 貯水池周辺植栽
  - ・貯水池周辺の植栽を行い公園化

地区住民によって岩崎の歴史・文化・伝統、そして美しい環境を守り育て後世に伝え、都市住民との交流による地域活性化を目指し、住民が考えたまちづくりを一步進める手段として緑条例の計画整備地区を適用するため、八鹿町岩崎区整備計画を策定します。

平成20年3月

岩 崎 区 区 長 藤 坂 昭 二  
岩崎村づくり委員会会長 上 谷 俊 道

## 1. 八鹿町岩崎区の概要

### (1) 地勢・歴史

八鹿町岩崎区は養父市八鹿町の東部、豊岡市出石町と境界を接する位置にあり、市の中心部から約5kmの距離にあります。人口74人、世帯数23世帯、高齢化率約38%、区域面積約175haです。「岩崎」の地名は古地図に残されているものの、1600年代中頃に集落の全てが大火事で失われ、村に残る古文書に「村ノ記録 家系図 過去帳 総テガ消失セリ コレヨリ改メテハジムル」とあるように、村の歴史はこれ以上さかのぼることはできません。しかし地区内に多数の古墳が点在し、旧出石街道が集落内を通っていたことから、歴史的に重要な位置にあったと考えることができます。地区内には、3階建ての養蚕農家が数多く残され、山、川、田畑、集落が一体となった、伝統的な景観が良く残されています。

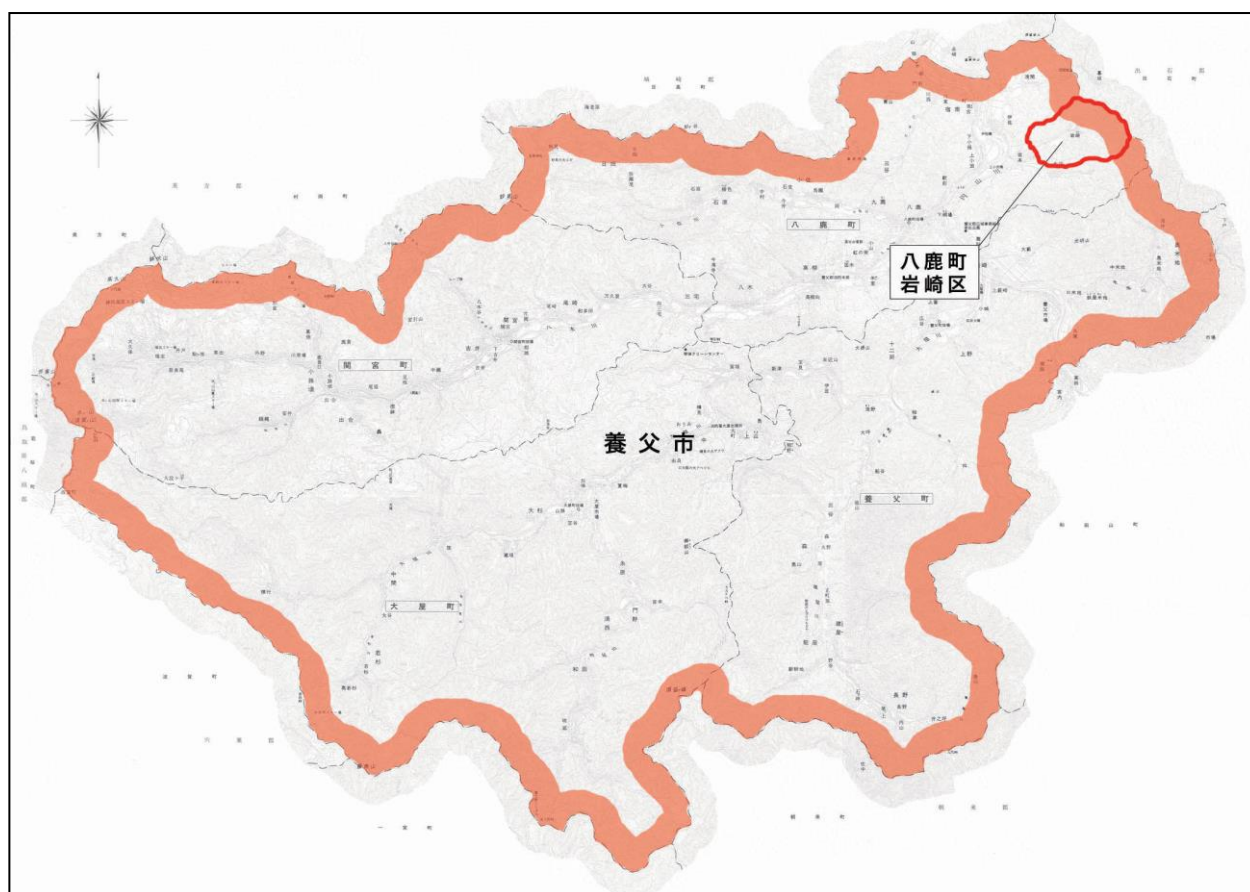
### (2) 名称および区域

○この計画は「八鹿町岩崎区整備計画」と称します。

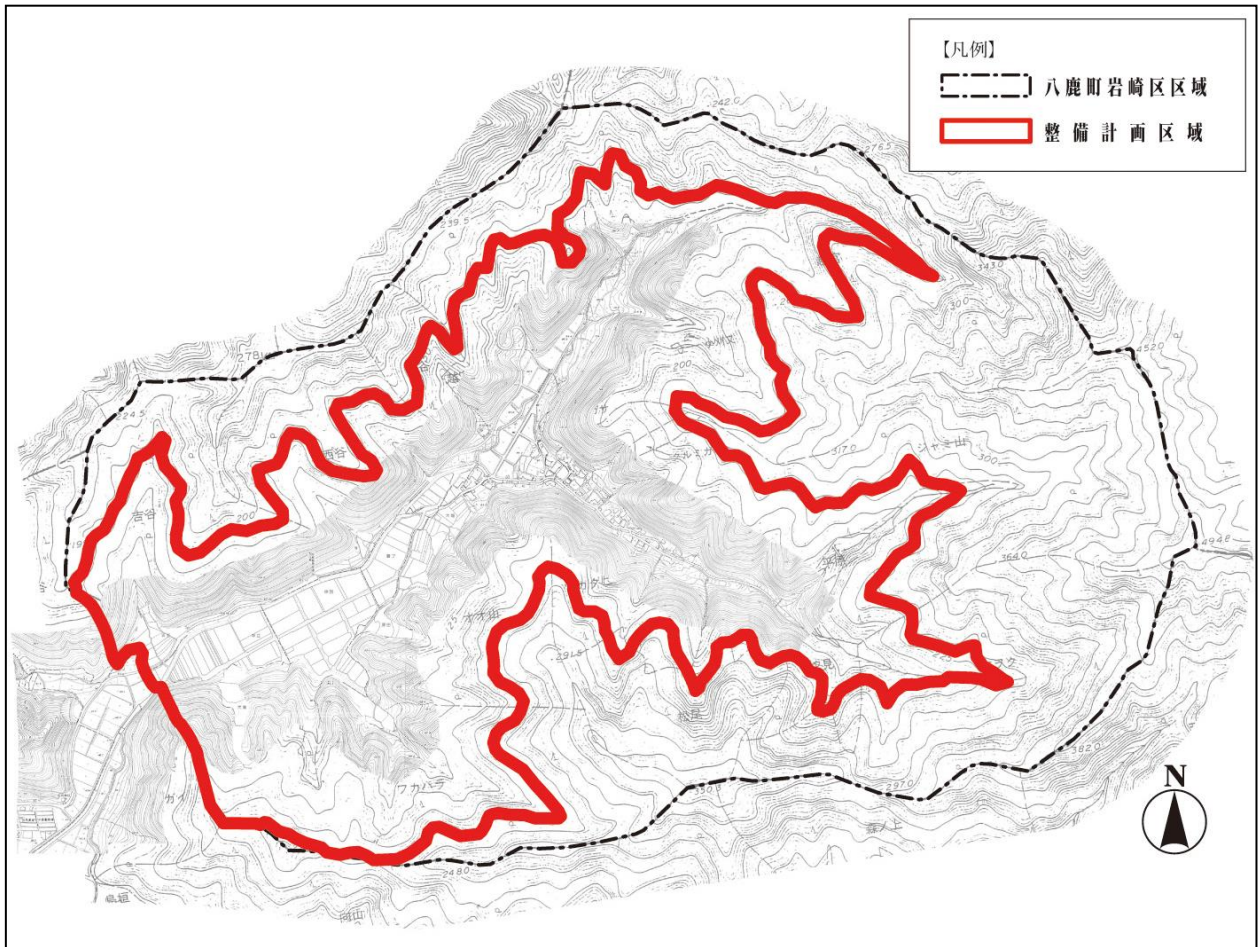
○この計画の適用範囲は、次に示す字を含む区域とし詳細は土地利用計画図によります。

吉谷、西谷、宮谷、越宮、クルミガサコ、イシンジヤ、シヤミ山、マラク、松尾、ツカタニ、ヲヲ山、深原堀江、中田、大溝、深原、深田、御堂林、竹林、前田、雲ヅ、大畑、屋敷地、平原、蛇見、梨原、森垣、小苺又、坂

○整備計画対象区域面積：約175ha



八鹿町岩崎区 位置図



八鹿町岩崎区区域および整備計画対象区域図

## 2. 八鹿町岩崎区の現況

### (1) 八鹿町岩崎区の土地利用の現況

八鹿町岩崎区には、北から宮前川が、東から岩崎川が流れ、両者が区のはほぼ中央で合流し、南西に向かっていきます。区は、この川筋にそってY字型の構成となっており、合流までの岩崎川の川沿いに集落が形成され、それ以外は農地が基本となっています。土地利用は概ねこの構成に沿っており、岩崎川沿いの住宅地と、残りの農地とに分けられます。住宅地には宗教施設（正定寺）と若干の農作業所が含まれています。農用地はほとんどがほ場整備された農振農用地であり、若干の牛舎や作業所が含まれています。現在の土地利用状況図を資料に添付します。

### (2) 現在の法規制等

八鹿町岩崎区は、現在、土地利用に関し、以下の法規制を受けています。その概要と区域区分図を示します。

#### ・都市計画法

養父市八鹿町は全域が非線引きの都市計画区域となっています。

#### ・農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という）

農振法では、経済的社会的条件や地形などの自然条件などを踏まえて、総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域を「農業振興地域」として指定し、その保全を図るとともに、当該地域を対象としてほ場整備、農業用施設整備などの農業振興施策を重点的に講じていくこととしています。特に、知事が「農業振興地域」として指定した土地のうち、20ha以上の集団的農地や農業生産基盤整備事業の施行予定地などについては、市町は将来的に農用地などとして保全すべき土地の区域である「農用地区域」（以下「農振農用地」という）を設定することとなっています。この「農振農用地」については、農業振興施策が重点的に実施されている一方で、原則として農地転用が禁止されています。八鹿町岩崎区では、区域の一部が、農振農用地として区域指定されています。

#### ・「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（以下「緑条例」という）

「緑条例」とは、緑を軸とし、広域的な見地から土地利用を考えながら、自然と調和した地域環境の形成を図ろうとする条例で、平成6年に策定されました。八鹿町岩崎区の属する南但馬地域では、南但馬地域らしい緑豊かな地域づくりを地域の住民の参画のもとで進めていくため、平成16年7月に、緑豊かな環境形成地域に指定されています。

南但馬地域においては、「山を守る区域」「山を生かす区域」「里の区域」「高原の区域」「歴史的景観区域」「川の区域」「まちの区域」の7つの環境形成区域に区分されており、それぞれに地域環境形成基準が設定されています。八鹿町岩崎区では、以下の3つの区域に区分されています。

#### 1号区域（山を守る区域）

地域の骨格となるスカイラインを形成する山、大規模な山体を有する山、地域のランドマークとなり人々に親しまれている山など、風景形成の観点から特に重要な産地、森林の区域で、森林としての土地利用を通じて形成される豊かな環境の保全を図っていく区域として設定されています。

#### 2号区域（山を生かす区域）

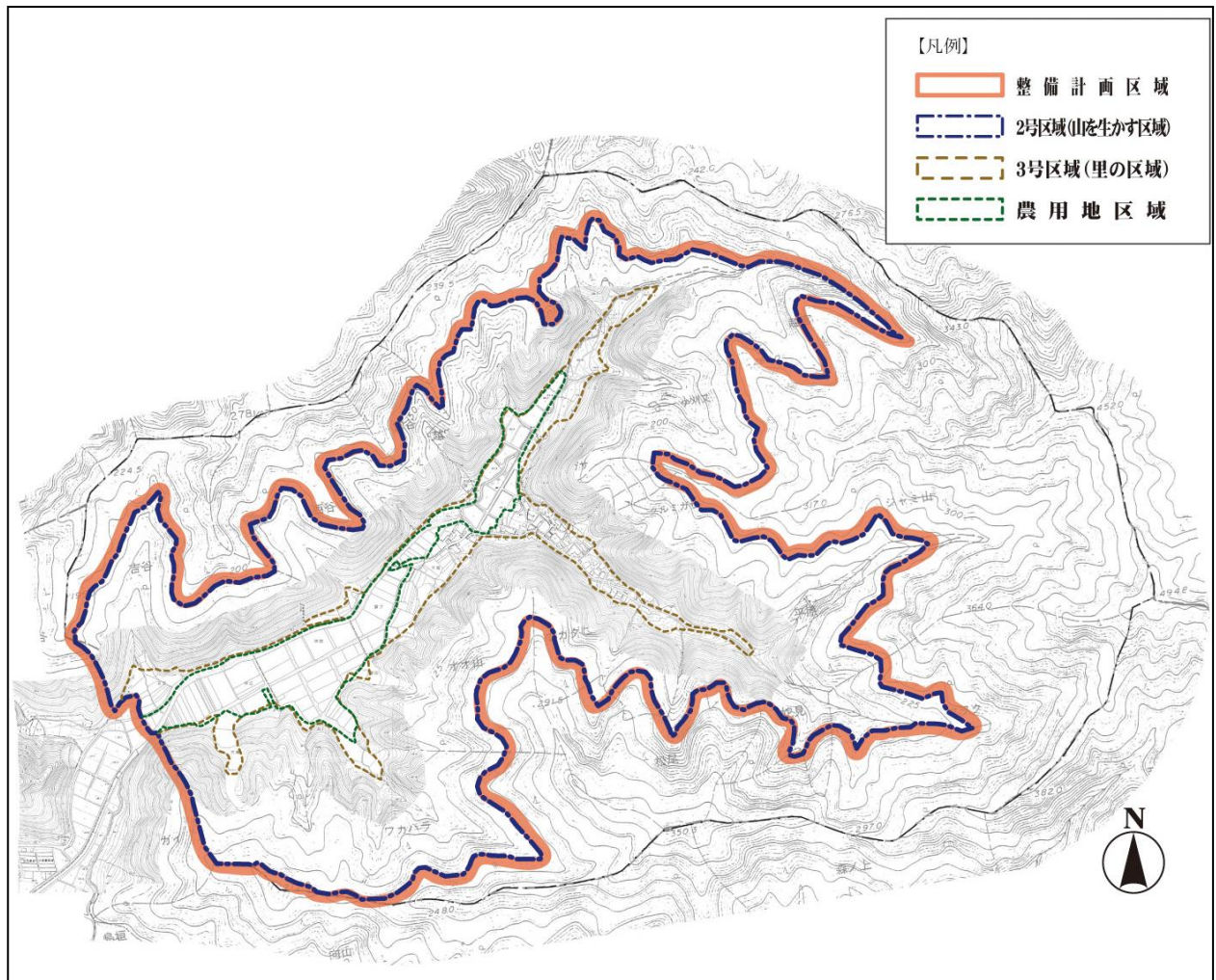
山地、森林の山裾で、比較的傾斜が緩やかなまとまりのある現況森林の区域で、森林としての土地利用を通じて、森林が持つ経済的機能及び公益的機能の発揮を図るとともに、自然とのふれあいの場となるよう整備誘導を図る区域として設定されています。

#### 3号区域（里の区域）

現況農地を主体とする区域で、集落やため池、河川などを含む区域で、農業の営みを通じて農地が持つ多面的な機能の発揮を図り、農地、樹林地、集落などが調和した地域環境の形成を図るとともに、地域環境に調和した開発を誘導し、

地域の活性化を進める区域として設定されています。

現在の法規制の区域区分図を示します。なお、今回の「地区整備計画」では、緑条例による1号区域は、適用対象外となりますので、計画対象区域は、下図の2号区域の範囲内となります。



現在の法規制 区域区分図

### (3) 八鹿町岩崎区にある残したいもの守りたいもの

八鹿町岩崎区は、1600年代中頃に大火に遭い、集落のすべてが焼失しました。当地区に現存する古文書には「村ノ記録 家系図 過去帳 総テガ消失セリ コレヨリ改メテハジムル」とあります。しかし、区内には多数の古墳が点在し、旧出石街道が集落を通過していたこと、出石藩の領地で出石に隣接していたことなどから、古い歴史を持ち、近隣の中でも主要な地であったものと想定されます。八鹿町岩崎区では、地区内に残る多数の遺構や、古民家により形成された集落、森林・川・農地がつくり出す景観など、貴重な地域資源が豊富にあります。これらを適切な土地利用規制を図ることによって生かしつつ、残し守ることが必要だと考えられます。

これら地域資源とその内容を以下に列挙します。

#### 【自然資源】

##### ・椎の巨木群

地区のほぼ中央、山の東の裾に椎の巨木が群生しています。樹木医の診断により、県下で5、7、9、11番目の巨木があり、それぞれ「そら豆ジイ」「谷川ジイ」「庭ジイ」「小豆ジイ」と呼ばれています。この巨木を後世に継承することを目的に村づくりの活動が始まり、住民全員や青年協力隊の協力により「しいの木森林公園」が完成しました。

##### ・ササユリやシャガの群生する森林

岩崎川の南に位置する山林の南麓には、かつてササユリが群生し、集落に入る人々の目を楽ませる景観を作っていました。また同じ山林の集落に面した山裾にはシャガが群生しています。何れも、再生・保全していく必要があるものと考えられています。

##### ・宮前川と岩崎川

八鹿町岩崎区の骨格を形作っている水系です。流域には、ホタル産卵地やモリアオガエル生息地があり、サンショウウオも生息しています。水道が敷設される以前は生活の中心として、また住民、特に子どもたちの遊びの場、憩いの場として重要な意味を持っています。宮前川上流には多目的貯水池が建設されており、今後、これら施設を活用しつつ、川と近接した豊かな暮らしが求められています。

#### 【歴史資源】

##### ・伝統行事「はっさく」

伝説によれば、八鹿町岩崎区の奥にある「蛇見（ジャミ）」という山の中腹に大蛇が棲んでおり、それが海に下ったため、村は田も畑も泥と石に埋まり、苦しい経験をしたそうです。その大蛇を退治し、豊作を祈願する行事として「はっさく」が行われました。大蛇に見立てた大綱を子どもたちだけで作り、旧暦の8月の朔の日の夜、村人全員で綱引きをします。綱が切れると翌日を村人全員が農作業を休み、お祝いをします。この伝説は、



▲椎の巨木の一つ



▲岩崎川とそれに沿った町並み



土砂災害を象徴したものと考えられ、防災への備えの思いを継承させていると言えます。この行事は一時期途絶えていましたが、近年住民により復活され、都市との交流事業のひとつとしても数えられるようになりました。

#### ・伝統行事「どんと」

地区の氏神である五社神社の行事の一つで、秋祭りの宵宮に行われます。かつては子どもたちだけで宮山から立ち木を切り出し、長さ2間の生木を20本、立ち木そのままにもたれ合わせ、火を入れ、約20時間燃やし続けます。立ち木の切り出しから運搬など、森の維持管理に関わる技術を伝承するという意味も持っており、現在まで途切れること無く、長く引き継がれています。

#### ・古墳群

八鹿町岩崎区内には多数の古墳が点在しています。一部はイワナ古墳などと名付けられていますが、多くは場所が特定されているのみであり、古くからの歴史を伝えるものとして、保存の対応が望まれています。

#### ・各種の産業遺構

八鹿町岩崎区内には、但馬牛放牧遺構、鹿追猟遺構、鉾山跡、旧出石街道遺構など、近世～近代の産業にまつわる遺構が多く存在しています。古墳同様、地域の歴史を伝える史跡としての保全が望まれています。

#### ・社寺仏閣

八鹿町岩崎区の社寺仏閣として、地区の氏神である五社神社、住民の多くが檀家である正定寺、山中にある「山の神」があり、それぞれ地域住民の精神的なシンボルとして位置づけられています。特に正定寺は、築260年を超える歴史を数えており、集落の入口の山裾に建つ姿は、景観上重要なポイントとなっています。

#### 【町並み・景観資源】

#### ・古民家群と三階建て養蚕農家

八鹿町岩崎区内には23世帯が暮らしていますが、その住宅の多く(8割強)は、築50年を超える古民家であり、それが連なり群を成す景観は、県下でも重要なものと考えられます。特に、八鹿町一帯に特徴的な三階建て養蚕農家も、良好な状態で数多く残されており、貴重であるといえます。



▲立ち木を一昼夜燃やし続ける「どんと」



▲地域の景観的シンボル「正定寺」



▲地区に多く残る三階建て養蚕農家の一つ

### 3. 整備計画策定の背景

#### (1) 今までの村づくり活動・土地利用構想ワークショップ

八鹿町岩崎区は、養父市八鹿町の豊岡市出石町との境に近い山間に位置する集落です。現在、23世帯74名が暮らし、高齢化率は約38%と高く、限界集落に近づいてきています。当区では、平成7年頃から、村の伝統行事の復活や青年協力隊の受入れ、地域資源の再発見・再確認の活動などが始められていました。それらの活動の布石を受け、平成15年4月に正式に「岩崎村づくり委員会」が立ち上げられると、村づくりに向けての本格的な活動がスタートしました。村の活性化へ向けたワークショップが行われ、様々な企画が立ち上がり、実験的なものも含め、数多くが実践されることになりました。これまでの活動から主だったものは、以下のように挙げることができます。

#### ・しいのき森林公園祭

岩崎地区の村づくりは、地区内にある県内でも5番目に古い樹齢を持つシンボルである椎の木を保護するため、無軌道な繁殖のあった竹やぶの伐採から始まりました。そして一度は途絶えていた伝統行事の「はっさく」を復活させ、それを含み、地区内外の住民に参加を呼びかけるイベントとして新たに「しいのき森林公園祭」を毎年開催するようになりました。近年では、神戸市内のまちづくり団体との交流も始まり、そこからの参加者も募り、年々盛大なものとなっています。

#### ・木材切出し体験ツーリズム

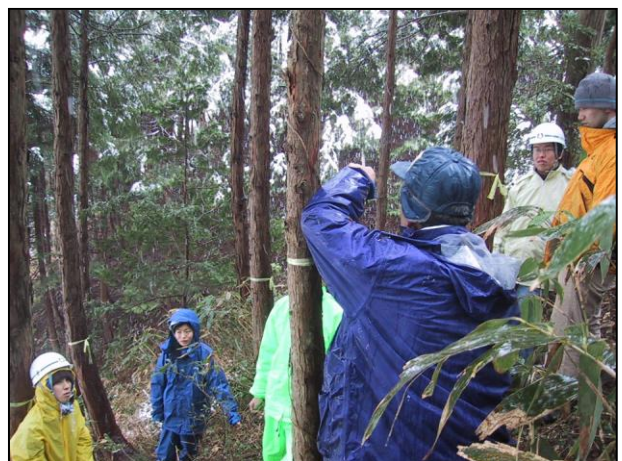
都市と農村の新しい交流の形として、農村を舞台に、そこに蓄積された伝統技術や環境資源を共に学び合う「岩崎環境学校・円座塾」という仕組みが提案されました。その一環として、都市部の建築学生や若い建築家達に木材の切り出しを体験してもらおうツーリズムを企画実施しています。

#### ・岩崎じげのもん市場

「じげのもん」とは「自家産のもの」という意味であり、岩崎で収穫された農産品を各所で販売する企画が立ち上げられました。岩崎で開催される祭や直売所での販売も行いますが、都市との交流が生れてからは、神戸市内の3箇所のまちづくり団体のイベントなどへ出張販売を行い、その利益の一部を村づくりの基金としています。これ以外にも、害獣である鹿の肉を用いたソーセージなどの特産品開発、地区産の木材を用いた加工所の建設計画、「しいのみグループ」による花づくり、地域通貨の実験的実施など様々な活動が行われてきたという実績があります。



▲しいのき森林公園祭



▲木材切出し体験ツーリズム



▲岩崎じげのもん市場

### ・土地利用構想ワークショップ

今回の「整備地区計画」づくりは、これらの活動の一貫として行われており、計画案は「土地利用構想ワークショップ」を重ねることによりまとめられ、策定されています。ワークショップは、上位計画である兵庫県緑条例の「南但馬 環境形成区域指定図」を参照し、それをさらに地区の特性に応じて決め細かく区域分けする作業から始まりました。その後、各区域の課題を洗い出し、その課題に対する望ましい将来像についてKJ法を活用した話し合い形式のワークショップで整理しています。



▲土地利用構想ワークショップ

### (2) 八鹿町岩崎区の整備計画の位置付け

この計画は、兵庫県緑条例の趣旨に則り、緑豊かな地域環境の形成を実現するための住民参加・住民主体の土地利用規制誘導計画です。すなわち、八鹿町岩崎区の住民で組織する「岩崎村づくり委員会」が定める、地区レベルの土地利用及び建築物等の開発・建築行為を緩やかに誘導するための計画です。この計画に基づき、八鹿町岩崎区の特徴を活かした、歴史的・伝統的に秩序ある土地利用を推進し、地域住民の誰もが誇りに思え、これからの時代に対応した活気のあるふるさとの環境形成を目指します。



▲ワークショップでまとめられたゾーニング図

### (3) 整備計画の必要性

今回、整備計画が必要とされた理由は、以下のように整理できます。

#### ・伝統的な土地利用の仕組みの維持の困難

八鹿町岩崎区には歴史と伝統に裏打ちされた、きめ細かな土地利用がこれまで行われてきたものの、高度成長期を境に過疎が進み、耕作放棄地が増え、森林の維持活動が充分にできておらず、また河川の整備なども既存工事はあるものの、まだ充分でないこと等が確認されています。

#### ・新しい土地利用への対応の必要性

この地で観光農園づくりを志す若い世代が新たに移住し、活動を開始しました。また都市部との交流に対応できる施設づくりを一例として集落活性化への対応が希望されるようになりました。また耕作放棄地を中心に、その再生や他の用途による活用などが望まれるようになっていきます。

このように、ワークショップを通じ、地域にとって望ましい新しい土地利用の仕組みが求められていることが判明しました。そこで、当区が歴史的に持っていた仕組みに則り、地域住民にとって望ましく、将来構想が実現可能な土地利用についての検討が進められ、まとめられたため、それに対応した整備計画が必要とされるようになりました。



▲荒廃しつつある川上の棚田や森林



▲都市との交流の野菜狩りの様子

#### 4. 区域分けについて

当整備計画では、八鹿町岩崎区の範囲において、地区の現況を調査し、その歴史的伝統的特性に応じ、また将来的な活用も視野に入れ、区域分けを行いました。上位計画に当る旧八鹿町の「八鹿町土地利用基本計画」（平成15年）と、兵庫県緑条例に基づく「南但馬 環境形成区域指定図」に沿うように、各区域を設定しています。以下に各区域の名称を示します。

- ・ 森林保全区域
- ・ 景観森林区域
- ・ 観光交流森林区域
- ・ 耕地保全区域
- ・ 伝統集落区域
- ・ 観光交流区域
- ・ 田園公園開発区域

各区域と緑条例による区域区分の対応関係を下に示します。なお、森林保全ゾーンのうち、緑条例1号区域は、制度の位置付け上、整備計画の対象外となります。

緑条例	条例の内容	ゾーン設定	八鹿町岩崎区整備計画
1号区域 山を守る区域	地域の骨格となるスカイラインを形成する山、大規模な山体を有する山、地域のランドマークとなり人々に親しまれている山など、風景形成の観点から特に重要な産地、森林の区域で、森林としての土地利用を通じて形成される豊かな環境の保全を図っていく	森林保全ゾーン	(整備計画対象外)
			森林保全区域
2号区域 山を生かす区域	山地、森林の山裾で、比較的傾斜が緩やかなまとまりのある現況森林の区域で、森林としての土地利用を通じて、森林が持つ経済的機能及び公益的機能の発揮を図るとともに、自然とのふれあいの場となるよう整備誘導を図る	森林活用ゾーン	景観森林区域
			観光交流森林区域
3号区域 里の区域	現況農地を主体とする区域で、集落やため池、河川などを含む区域で、農業の営みを通じて農地が持つ多面的な機能の発揮を図り、農地、樹林地、集落などが調和した地域環境の形成を図るとともに、地域環境に調和した開発を誘導し、地域の活性化を進める	農業保全ゾーン	耕地保全区域
		集落ゾーン	伝統集落区域
		特定活用ゾーン	観光交流区域
			田園公園開発区域

## 5. 整備計画の目標

### (1) 八鹿町岩崎区の将来像

八鹿町岩崎区は23世帯74名が暮らす集落です。かつては40世帯を超えた世帯も抱えていましたが、高度成長期に過疎化が進展し、現在、少子高齢化が進み、高齢化率は約38%と高く、数年の内に限界集落に数えられることは間違いない状況に陥っています。そのため、森林や農地の維持管理が難しくなり、耕作放棄地が増え、山林は次第に荒廃の度を深めています。しかし一方で、八鹿町に特有の三階建て養蚕農家を中心とした古民家が数多く残り、自然と一体となった美しい山里の景観がかろうじて残されています。古来より伝わる森林や農地、集落の維持に関わる知識と技術を身につけた元気な高齢者も多く、観光農園の経営を目指して、他所から移入してきた若い世帯もあります。

八鹿町岩崎区では地区に残されたこれら豊かな自然環境や歴史資源、人的資源などを活用し、「山、川、農地、集落が一体となった八鹿町岩崎区の環境と景観の保全と再生」を目指します。

そのために、歴史的・伝統的に秩序ある土地利用を基本とし、地区の特徴を生かし、適切な開発と抑制が可能な土地利用構想を「八鹿町岩崎区整備計画」としてまとめ、新しい集落運営が可能となる基盤づくりを行います。それを背景に、上記活動を積み重ねることによって、地域住民の誰もが誇りに思え、これからの時代に対応した、活気のあるふるさとの環境形成を目指します。

### (2) 取り組み方針

八鹿町岩崎区では地区に残されたこれら豊かな自然環境や歴史資源、人的資源などを活用し、住民主体を前提に、都市住民との交流を通じて新しい集落運営の体制づくりを行っていきます。すなわち、地区が持つ様々な資源を活用し、都市住民に楽しみや憩いの場を与え、技術を伝えると同時に、その力を借り、地区の健全な発展や運営を可能にしていける体制づくりです。より具体的には、学びや楽しみをテーマに森林や耕作地の維持・管理を都市住民と共同で行い、人的、物的、資金的な交流を深めていきます。さらに、地区の特性に応じた特産品を開発し、地区全体でのブランド力を高め、地域住民の生活や活動を支える資金的なバックボーンの形成を目指します。

また特に、土地利用に関しては、地区住民が主体的に相互に自覚を持ち、「八鹿町岩崎区整備計画」としてまとめられた内容を理解し、遵守して、誇りに思えるふるさと環境づくりに取り組むこととします。そのため、八鹿町岩崎区全体として以下の取り組み方針を定めます。

- (1) 八鹿町岩崎区の生態系の保全
- (2) 災害対策及びに水源保養林としての森林の整備促進
- (3) 地域の特徴のある植物を活用した森の景観づくり
- (4) 都市部との交流を基盤とした休耕田や森林の活用
- (5) 八鹿町岩崎区の歴史的土地利用に即した森林や農地の保全
- (6) 暮らしと結びついた安全な多自然型の川や水系の保全と整備
- (7) 伝統的な建築物による町並みの保全と再生

なお、住民の今後の活動の中で様々な課題が生じ、また、地域の情勢も年月の経過とともに変化してくることが想定されるため、5年ごとに本整備計画を点検し、必要に応じて上記に掲げる基本的な方針に沿って整備基準を設定するなど、これからの時代に対応した、活気のあるふるさとの環境形成を目指すものとします。

#### (4) 区域毎の目標設定

「山、川、農地、集落が一体となった八鹿町岩崎区の環境と景観の保全と再生」を基本目標とし、整備計画におけるゾーニングに対応させて、区域ごとに以下の具体的目標を掲げます。

##### 【森林保全区域】 土砂災害に強い、良い川の水をつくる水源保養林として育てる。

- ・間伐・択伐を行い、良い森を残し、また雑木と合わせた混成林を育て、良い川の水をつくる水源保養林として育てる。
- ・森の歴史や特性を知り、山崩れを防ぐ木々は残し、土砂災害に強い森林として育てる。

##### 【景観森林区域】 岩崎に特徴的な植物や資源を再生・保全し、景観の美しい森を育てる。

- ・桜や四季折々の草木が見えるように間伐を行い、ささゆりやリンドウを復活させ、岩崎の特徴的な植物を知り、楽しむことができる植物園を将来的に計画する。
- ・かつて牧場があったところに残る「ゴウ」「塚」を保全し、その活用を図ってゆく。

##### 【観光交流森林区域】 地区内外の住民が楽しみ交流できる、害獣対策も考えた森づくりを行う。

- ・山上の部分は間伐・択伐を行い見晴らしを良くし、将来的に尾根伝いのトレッキングコースを計画する。
- ・斜面部分の間伐・択伐を行い、視界が拓けて人が歩きやすい散策道・作業道として整備し、旧出石街道の保全、活用を図る。
- ・場所を選んで「かりう（焼畑）」を行い、餌場をつくり、動物が淋に降りてこないようにする。
- ・平地部分では、迂回路を設け、川端に木々を植え、遊休田の活用を図り、ダム周辺を岩崎の自然環境を活かした交流のための公園として整備する。

##### 【耕地保全区域】 岩崎に特徴的な農作物を育て、生計が成り立つ田園とその風景を守り育てる。

- ・岩崎の特徴を活かしたお米や農作物を作って生活できる田畑をつくり、そこで次の世代の担い手が育つようにする。
- ・山と調和した奥行きのある岩崎の稲穂の田園風景を守り育てる。

##### 【伝統集落区域】 伝統的な建物と暮らし方を生かし、落ち着いて暮らしやすい安全な集落を守り育てる。

- ・伝統的な瓦葺き、土壁主体の家づくりを行い、落ち着いた住みたくなる家並みの姿を残しつくる。
- ・季節に依らず、災害時にも、安全・安心に歩ける道づくりを行う。
- ・川と暮らしが直結した川井戸の考え方を活かした集落づくりを行う。

##### 【観光交流区域】 農を中心に、景観を守りつつ都市との交流が図れる田園づくりを行う。

- ・岩崎の景観にとけこむように子供からお年寄りまであらゆる人が楽しめる農作物をつくり、交流や観光を図る。

##### 【田園公園開発区域】 景観にふさわしく生態系に配慮した、岩崎の活性化に貢献できる開発を誘導する。

- ・貸農園やオーナー制等を活用して休耕田を復活させる。
- ・岩崎の活性化に貢献でき、かつ、岩崎の生態系に配慮し、その景観にふさわしい用途・形態・色彩をもつ施設による開発が可能な場とする。
- ・しいの木や五社神社、出石街道遺構や古墳、塚、宮前川や岩崎川の水系など、岩崎の歴史資源や自然に配慮し、それを活かした田園公園としての景観づくりを行う。

## 6. 整備計画の内容

### (1) 土地利用に関する事項

上記で設定した各区域とその目標に沿った土地利用を進める整備計画とします。各区域について、下のように定め、それに対応した建築物の用途一覧を資料に添付します。

#### 【土地利用に関する事項】

区 域	土 地 利 用 に 関 す る 事 項
森 林 保 全 区 域	森林を保全し水源保養林として育て、建築物を目的とした土地利用は行わない。
景 観 森 林 区 域	地域の特徴ある植物を再生・保存し、建築物を目的とした土地利用は行わない。
観 光 交 流 森 林 区 域	自然環境を活かした散策道などとして活用を図り、建築物を目的とした土地利用は行わない。
耕 地 保 全 区 域	ほ場整備された田園は農作物を生産する場としての土地利用を推進し、それ以外の目的の建築は行わない。
伝 統 集 落 区 域	住宅と農業関連施設を中心とした伝統性を保全すると共に、今後の山間の集落運営に望ましいと考えられる用途が可能な土地利用を図る。
観 光 交 流 区 域	ほ場整備された田園は農作物を生産する場であると同時に観光交流に役立つ耕作地として位置付けるとともに、それ以外の場所は、その目的に沿って望ましいと考えられる用途が可能な土地利用を図る。
田 園 公 園 開 発 区 域	ほ場整備された田園は農作物を生産する場であると同時に、観光交流に役立つ耕作地として位置付ける。それと同時に岩崎の活性化に貢献でき、生態系に配慮し、かつ景観にふさわしい用途・形態・色彩を持つ施設による開発が可能な土地利用を図る。



建築物の用途一覧表

用途		里				森		
		伝統集落区域	田園公園開発区域	観光交流区域	耕地保全区域	森林保全区域	景観森林区域	観光交流森林区域
住宅用施設	農家（分家）住宅	○	○	○	○	×	×	×
	一般住宅	○	○	○	×	×	×	×
	共同住宅	○	○	○	×	×	×	×
	兼用住宅（50㎡未満）	○	○	○	×	×	×	×
文教施設	幼稚園、学校（小、中、高）	○	○	×	×	×	×	×
	大学、高等専門学校、専修学校	×	○	×	×	×	×	×
	図書館、博物館	○	○	○	×	×	×	×
宗教施設	神社、寺院、教会等	○	○	×	×	×	×	×
医療福祉施設	保育所	○	○	○	×	×	×	×
	老人福祉施設、身体障害者施設	○	○	○	×	×	×	×
	児童更生施設等	○	○	○	×	×	×	×
	病院	○	○	○	×	×	×	×
	診療所	○	○	○	×	×	×	×
公益施設	公衆浴場	○	○	×	×	×	×	×
	巡査派出所、公衆電話所等	○	○	×	×	×	×	×
	集会所、公民館	○	○	○	×	×	×	×
商業施設	小規模店舗、飲食店（150㎡以内）	○	○	○	×	×	×	×
	中規模店舗、飲食店（150～500㎡以内）	×	○	○	×	×	×	×
	大規模店舗、飲食店（500㎡超）	×	×	×	×	×	×	×
	事務所、事業所	○	○	○	×	×	×	×
	ボーリング場、スケート場、水泳場	×	×	×	×	×	×	×
	自動車教習所	×	×	×	×	×	×	×
	マージャン屋、パチンコ店、	×	×	×	×	×	×	×
	射的場、馬券場、ラブホテル等	×	×	×	×	×	×	×
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	×	×
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	×	×	×
	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等	×	×	×	×	×	×	×
風俗営業施設	×	×	×	×	×	×	×	
宿泊施設	交流宿泊施設、コテージ等	×	○	○	×	×	×	×
	民宿等	○	○	○	×	×	×	×
工場施設	小規模工場（50㎡以下）で安全なもの	○	○	○	×	×	×	×
	中規模工場（50㎡～150㎡以下）で安全なもの	×	×	×	×	×	×	×
	大規模工場（150㎡超）または危険な工場	×	×	×	×	×	×	×
	危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×
	危険物の貯蔵、処理の量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×
倉庫施設	自動車車庫（2階以下、300㎡以下）	○	×	○	○	×	×	×
	自動車車庫（上記外）	×	×	×	×	×	×	×
	営業用倉庫、事業用倉庫	○	×	×	×	×	×	×
農業関連施設	農業用倉庫	○	○	○	○	×	×	×
	農業出荷施設	○	○	○	○	×	×	×
	農業生産加工施設	○	○	○	○	×	×	×
	畜舎（15㎡超）	×	×	×	○	×	×	×

## (2) 森林および緑地に関する事項

八鹿町岩崎区には、地域のシンボルであり、県下でも貴重な椎の木の群生地があり、その植生とそこから生まれる景観を守り育てることから、村づくりの活動が始まりました。五社神社を中心とした周辺の森林は、村の住民全員と青年協力隊の協力などにより「しいの木森林公園」として整備されています。一方、それ以外の森林は必ずしも十分な維持管理が行われているわけではありません。

旧来は「小背中（こせな）」と呼ばれる、田畑若しくは宅地脇の山裾から3間程度の範囲は、その隣接する所有者（利用者）が、自由に使っても良いというルールが地域にありました。それは同時に、山林を住民の手により維持管理することにもつながっていました。

しかし戦後の材木不足への対応などから、杉など針葉樹の植林が行われ、山裾の田畑も植林地へと変わりました。さらに輸入木材の台頭や人手不足から、いつしか山の手入れは行われなくなり、半ば放置されたような状態で、荒廃が進んでいるのが現状と言えます。

八鹿町岩崎区の各区域では、森林に関し間伐・択伐を行うことなどの目標を定めていますが、これらは住民の日常的な手入れなくしては、継続・維持できるものではありません。高齢化や過疎化が進行する中で、森林の手入れは大きな負担を住民に強いますが、都市部との交流や各種事業の活用から、地域主体で維持・管理でき、健全な森林の遷移と景観を守り育てる体制を組み上げていくよう努めます。

その体制づくりにあたり、森林および緑地に関する事項としては、以下のように定めます。

「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づき、平成17年には「南但馬地域の緑条例運用指針」が策定されています。そこでは「山を守る区域」「山を生かす区域」「里の区域」に対して、それぞれ地域環境形成基準が示されています。そして、特に森林および緑地に関する事項としては、「森林の保全」「緑地の確保」「森林と建築物」「建築物と緑地」「道路沿い及び河川沿いの植栽」「緑地・植栽の質」に関して定められています。八鹿町岩崎区整備計画においては、原則的にこの基準に準拠することとします。以下、各区域別に森林および緑地に関する事項を示します。



▲椎の木の群生と神社がつくり出す景観



▲地域のシンボルの椎の木

【森林および緑地に関する事項】

区 域	森 林 及 び 緑 地 に 関 す る 事 項
森 林 保 全 区 域	区域の目標から、「南但馬地域の緑条例運用指針」による「山を守る区域」と同等と位置づけられるので、同指針の1号区域の許可基準に基づき、森林の特性を知り、土砂災害に強い森林として育てる。
景 観 森 林 区 域	「南但馬地域の緑条例運用指針」による2号区域（山を生かす区域）の地域環境形成基準に基づき、防災性を確保しつつ、地域に特徴的な森林木をより引き立たせる間伐・択伐を行い、景観の向上を図る。
観 光 交 流 森 林 区 域	「南但馬地域の緑条例運用指針」による2号区域（山を生かす区域）の地域環境形成基準に基づき、防災性を確保しつつ、視界が拓け、人が通りやすく見晴しの良い森を育てる。「かりう（焼き畑）」を部分的に行い、獣害対策に寄与させる。
耕 地 保 全 区 域	「南但馬地域の緑条例運用指針」による3号区域（里の区域）の地域環境形成基準に基づき、山裾周辺（小背中）は、日常的な手入れが行いやすいよう適度な間伐・択伐を行う。田畑周辺のあぜ道、農道などは、田園風景にふさわしい緑地としての整備と保全を行う。
伝 統 集 落 区 域	「南但馬地域の緑条例運用指針」による3号区域（里の区域）の地域環境形成基準に基づき、山裾周辺（小背中）は、日常的な手入れが行いやすいよう適度な間伐・択伐を行う。宅地以外の半公的な空間は、周辺環境との調和を保つことができるよう整備と保全を行う。
観 光 交 流 区 域	「南但馬地域の緑条例運用指針」による3号区域（里の区域）の地域環境形成基準に基づき、山裾周辺（小背中）は、日常的な手入れが行いやすいよう適度な間伐・択伐を行うとともに、都市との交流に適した利用を可能にする。田畑周辺のあぜ道、農道などは、田園風景にふさわしい緑地としての整備と保全を行う。
田 園 公 園 開 発 区 域	「南但馬地域の緑条例運用指針」による3号区域（里の区域）の地域環境形成基準に基づき、眺望や維持保全の目的から、岩崎の歴史資源に配慮した間伐・択伐などの森林整備を推進する。開発を行う場合には、同様の観点から景観と調和した植林・植栽を行い、適度な緑地の確保を行う。

### (3) 緑化に関する事項

八鹿町岩崎区の建物は、母屋の棟数の割合で8割以上が古民家であり、県下でもそのような集落は数が少なく、稀少であるといえます。また八鹿町周辺に特徴的な3階建て養蚕農家の形式を残すものも多くあり貴重です。

八鹿町岩崎区において、これらの建物は単独に構成要素としてあるわけではなく、周辺の緑と相まって優れた景観を生み出しています。低い石垣（多くは90センチ程度まで）の上に植栽された生垣や、それを介して道に覗いている庭木、建物の背景になる裏庭の高木などです。これらは必ずしも集落の中で一定の形式を持っているわけではありませんが、多くの場合、建物は道路に対して開かれており、庭木や生垣で緩やかに囲われています。

そして古い川筋や高低差に沿うようにつくられた、敷地内とその周辺の緑は、折り重なり、連なるように眼前に現れ、多様性に富んだ豊かな景観を生み出しています。

住民それぞれの緑化に関する思いや工夫が、岩崎の村の持つ周辺の自然環境との調和を生み出しているといえます。住民のこうした緑化に対する接し方は、女性部会を中心とした花づくり活動や地域をあげての里山整備などにも結びついています。

これら住民の自主的な緑化を推進し、県が定める緑豊かな地域景観づくりを目指した条例に則って、緑化に関する事項を以下のように定めます。

森林及び緑地に関する事項と同様に「南但馬地域の緑条例運用指針」では緑化に関する地域環境形成基準が「山を守る区域」「山を生かす区域」「里の区域」「まちな区域」それぞれに示されています。それは、「擁壁などの緑化修景」「法面の緑化」の項目に関して定められています。八鹿町岩崎区整備計画においては、原則的にこの基準に基づくこととします。以下、各区域別に森林及び緑地に関する事項を示します。



▲開かれた住まいは庭木で道から緩やかに隔てられる



▲田畑以外のあぜ道や農道も美しく緑化されている

【緑化に関する事項】

区 域	緑 化 に 関 す る 事 項
全 区 域	<p>◎今ある姿・植生を守り育てることを基本とする。</p> <p>◎町並みを分断したり周辺の景観に違和感のあるような緑化は行わない。</p>
森 林 保 全 区 域	<p>区域の目標から、「南但馬地域の緑条例運用指針」による「山を守る区域」と同等と位置づけられるので、同指針の1号区域の許可基準に基づき、間伐・択伐を行い、雑木と合わせた混成林を育て、良質の水源保養林を育てる。</p>
景 観 森 林 区 域	<p>「南但馬地域の緑条例運用指針」による2号区域（山を生かす区域）の地域環境形成基準に基づき、ささゆり・リンドウなどの地域に特徴的な草木類を保全・再生し、四季を通じて楽しめる植栽を施し、景観が優れ楽しめる緑化を行う。</p>
観 光 交 流 森 林 区 域	<p>「南但馬地域の緑条例運用指針」による2号区域（山を生かす区域）の地域環境形成基準に基づき、川端や遊休田、ダム周辺や散策道、作業道の場所を選び、地区内外の住民が楽しめる草木類による緑化を推進し、観光・交流に寄与させる。</p>
耕 地 保 全 区 域	<p>「南但馬地域の緑条例運用指針」による3号区域（里の区域）の地域環境形成基準に基づき、山裾周辺（小背中）、あぜ道、農道周辺など、農作物を育成しない場所は、雑木・雑草等が繁茂しないよう手入れし、地域に特徴的な草木類を適度に植栽することで田園風景を守り育てる。</p>
伝 統 集 落 区 域	<p>「南但馬地域の緑条例運用指針」による3号区域（里の区域）の地域環境形成基準に基づき、宅地以外の半公的な空間での積極的な緑化を図る。建物と道路の間の中間領域には、伝統的な生垣や庭木などの植栽によりまちなみとの調和を図りながら、緩やかに区切られつつ開かれた特徴ある空間構成を継承・維持する。</p>
観 光 交 流 区 域	<p>「南但馬地域の緑条例運用指針」による3号区域（里の区域）の地域環境形成基準に基づき、山裾周辺（小背中）、あぜ道、農道周辺など、農作物を育成しない場所は、雑木・雑草等が繁茂しないよう手入れし、同時に岩崎に特徴的な草木を適度に植栽することで田園風景を守り育てる。</p>
田 園 公 園 開 発 区 域	<p>「南但馬地域の緑条例運用指針」による3号区域（里の区域）の地域環境形成基準に基づき、山裾周辺（小背中）、あぜ道、農道周辺など、農作物を育成しない場所は、雑木・雑草等が繁茂しないよう手入れし、同時に岩崎に特徴的な草木を適度に植栽することで田園風景を守り育てる。建物と道路の間の中間領域には、伝統的な生垣や庭木などの植栽で積極的に緑化し、緩やかに区切られつつ開かれた特徴ある空間構成を育成する。</p>

#### (4) 景観及びその他地域環境の形成に関する事項

八鹿町岩崎区の特徴的な建物（古民家や3階建て養蚕農家）や工作物、それらにより生み出される景観を守り育てることとし、以下に留意すべき事項を示します。



#### 建築物・工作物のルール

項目	伝統集落区域	その他の区域
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩崎地区内の主要な眺望点から見て、社寺などの歴史的景観要素や、山などの自然的景観要素を遮らないように努めるとともに、背景となる山容との調和に配慮する。</li> <li>階数は原則2階以下とする。ただし八鹿町一帯に残される伝統的3階建て養蚕農家の形式を踏襲するものについては、その限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩崎地区内の主要な眺望点から見て、社寺などの歴史的景観要素や、山などの自然的景観要素を遮らないように努めるとともに、背景となる山容との調和に配慮する。</li> <li>階数は原則2階以下とする。ただし八鹿町一帯に残される伝統的3階建て養蚕農家の形式を踏襲するものについては、その限りではない。</li> </ul>
建ぺい率	—	・50%以下とする。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩崎地区に残る伝統的意匠に配慮し、周辺建物との調和、連続性に努める。</li> </ul>	—
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻平入りまたは入母屋平入りの勾配屋根を原則とし、和瓦、草葺きの仕上げにするよう努める。ただし下屋・庇についてはこの限りでなく、金属板等を用いても構わないものとする。</li> <li>基調となる色彩は、黒、灰色系または伝統的赤瓦系とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根を原則とする。</li> <li>基調となる色彩は、黒、灰色系または伝統的赤瓦系とする。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>漆喰や板壁など伝統的な材料、形態に努める。</li> <li>基調となる色彩は、灰色系、彩度の低い茶系、もしくは明るいベージュ色とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調となる色彩は、灰色系、彩度の低い茶系、もしくは明るいベージュ色とする。</li> </ul>
建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>木製とするよう努める。ただし、木製以外とする場合は、茶褐色系統の色彩とする。</li> </ul>	—
壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調機などを設置する場合は、周囲から見えにくい位置に設置する。やむを得ずこれらを周囲から見える位置に設置する場合は、格子や板塀などの伝統的意匠及び色彩に十分配慮した目隠しをする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調機などを設置する場合は、周囲から見えにくい位置に設置する。やむを得ずこれらを周囲から見える位置に設置する場合は、周辺との調和を意識し、色彩に十分配慮した目隠しをする。</li> </ul>
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀を設ける場合の形態・材料は、板塀・土塀を原則とし、やむを得ず人工素材とする場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀を設ける場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。</li> </ul>
掲出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の規模・数量は必要最小限とする。</li> <li>自家用広告物以外の掲出は避けるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の規模・数量は必要最小限とする。</li> <li>自家用広告物以外の掲出は避けるよう努める。</li> </ul>

なお、岩崎区の活性化に貢献し、岩崎区において協議を経たものについては、この限りでない

## 7. 整備計画の達成を担保するための措置

### (1) 役割分担

岩崎地域の整備計画は、村づくりに関わる全ての主体が、整備計画に関して、自らの役割を認識し、主体的に実践し積み重ねていくことを通して実現されます。そのため各主体の役割を明らかにし、相互に連携と協働を進めていく必要があるため、以下に整理します。

#### 【県の役割】

- ・但馬地域の良好な風景づくりに向けた助言指導や、その協議方法などの情報提示
- ・村づくり委員会の取組過程を通して住民の意向を踏まえ、様々な施策への参加と協働によるまちづくりの実践
- ・村づくり委員会同士の情報交換や学習会の開催など、委員会役員等の経験交流や情報・交流機会の提供

#### 【市の役割】

今後も整備計画に関する支援を継続し、行政内や各主体の協力連携を図ります。また、ケーブルテレビ、市広報などを通じて整備計画の関心と理解を高めます。また各担当課の役割は次のとおりです。

##### (1) 企画政策課の役割

本計画の効果的な推進を図るため、各村づくり委員会と連携し、計画的に事業実施を推進します。

岩崎整備計画の進捗状況を把握し効果的かつ計画的な推進、指導助言等を行うとともに、村づくりの取り組み状況を市民に広く情報公開し、まちづくり機運を喚起し、必要に応じて市民の意見を広く収集し、計画運用に努めます。

##### (2) 都市計画課の役割

都市計画審議会への報告、届出のある場合の指導助言等の手続き管理を行います。

#### 【事業者の役割】

村づくりの実践者というべき住宅メーカーや造園、建材メーカー、工務店などの供給主体の役割は大きいと言えます。自らの営業分野だけでなく、村づくりの包括的な視点から事業活動を見直し、委員会が求める良好な村づくりに結びつくような事業活動を図るとともに実践者として各主体の協力連携に努めることとします。

#### 【住民の役割】

村づくりは、住民の発意と実践によって達成されるものです。村づくりに対する理解と関心を高め、自発的、積極的に村づくりに取り組むとともに、地域における協力・連携に努めます。

地域内で届出事前チェック体制を敷き、体制づくりを進めます。

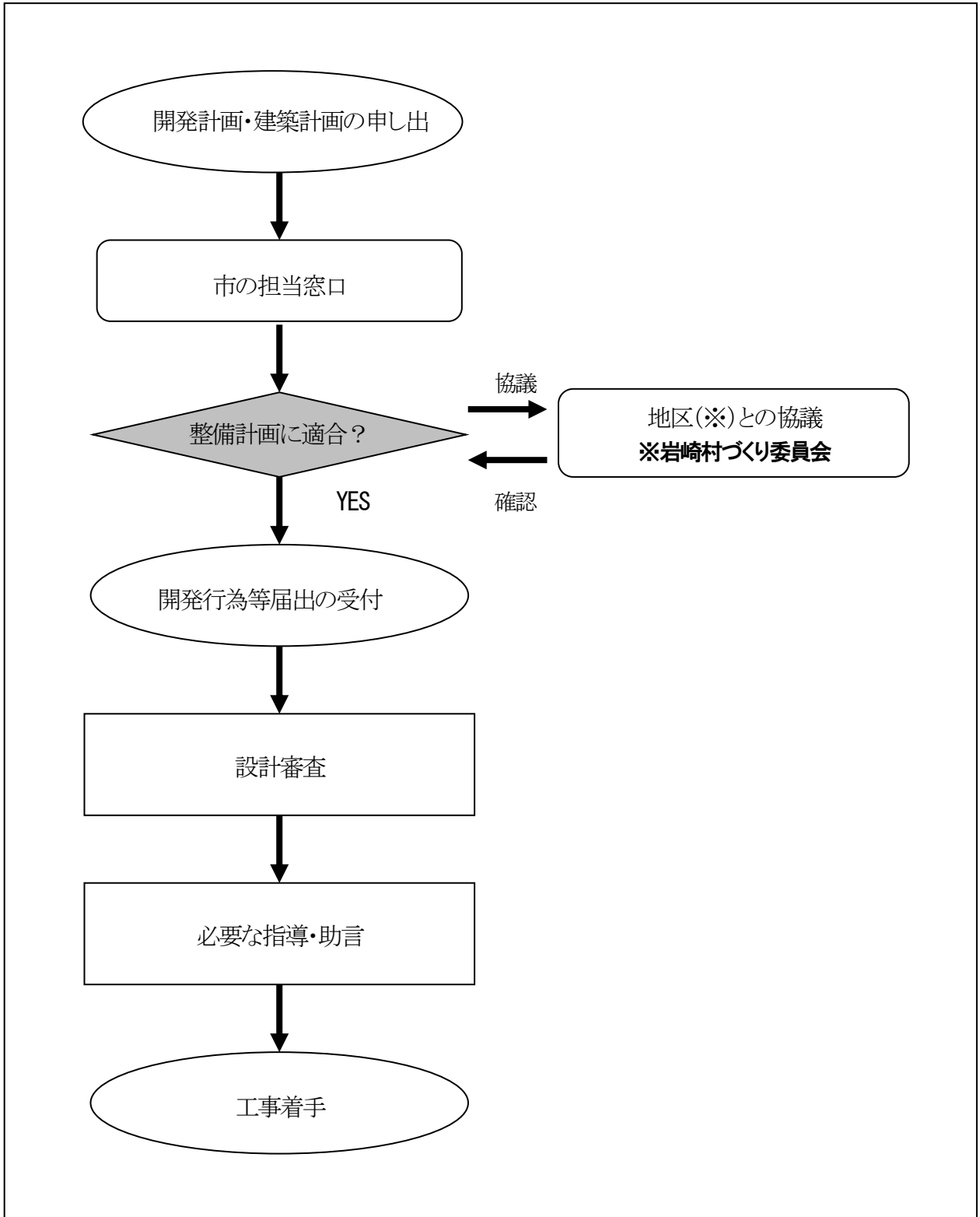
#### 【村づくり委員会の役割】

八鹿町岩崎区を離れた不在地主の方々が所有する建物や農地、山林などの維持管理が今後著しく困難となることが想定されるところです。

このため村づくり委員会では、不在地主に対し当整備計画に基づいた取り組み状況を連絡し、不在地主との交流を深め、整備計画の目標、取り組み方針を伝え環境形成への理解を深めながら、建物等の維持保全に努めるよう協力を求めます。

## (2) 担保するための措置

整備計画を達成するために、今後、八鹿町岩崎区における全ての開発および建築行為に関しては、開発者等が養父市に届け出を行い、本計画等に基づく指導・助言等の手続きを行うものとします。届出などの手続きの概要を、以下に示します。



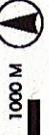
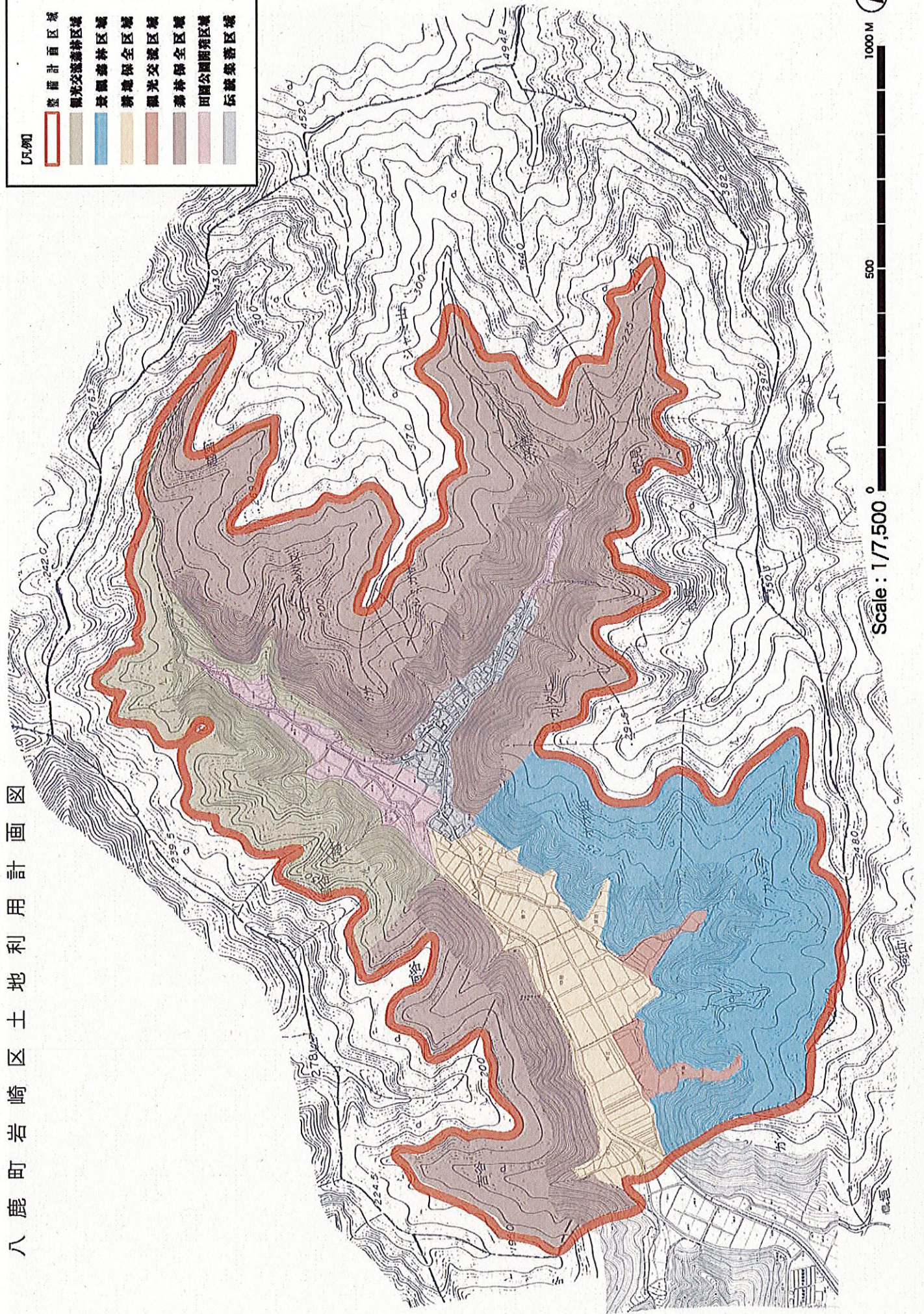
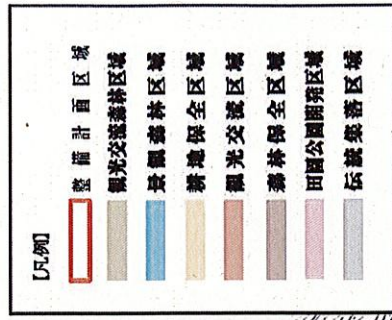


## 8. 資料

資料として、以下を添付します。

- ・土地利用現況図
- ・土地利用計画図
- ・岩崎土地利用構想

八鹿町岩崎区土地利用計画図



1000 M

500

Scale: 1/17,500